川崎市まちづくり局緊急工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急対応を要する災害その他やむを得ない事由(以下「やむを得ない事由」という。)により、まちづくり局において発注する緊急工事(地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の2第1項第5号に基づく随意契約による工事をいう。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 この要綱における緊急工事の対象は、緊急に施工しなければならない工事のうち、競争入札に付する時間的余裕がない場合であって、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- (3) 災害の未然防止のための応急工事
- (4)前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由の発生直後から一定の間に対応が 必要となる応急復旧工事又は緊急性が高い災害復旧に関する工事

(緊急工事の検討)

- 第3条 まちづくり局長は、やむを得ない事由が生じ、緊急工事の対象となる財産を所管する局の長(以下「所管局長」という。)から、緊急工事の実施に係る協議の申し出を受けたときは、工事内容、履行場所、工期、費用等を調査し、迅速かつ適切に発注方法を検討するものとする。
- 2 まちづくり局長は、前項に規定する検討の結果、緊急工事を実施することが必要と 認めたときは、所管局長から緊急工事実施依頼書(第1号様式)の提出を受けるもの とする。
- 3 まちづくり局長は、前2項を踏まえて、緊急工事を発注することとなる場合には、 財政局長に対し、緊急工事事前連絡書(第2号様式)を提出し、承諾を得るものとす る。

(業者選定)

- 第4条 まちづくり局長は、緊急工事を実施するときは、工事の緊急度や施工業者の体制等を勘案し、施工業者を適切に選定しなければならない。なお、平時において、災害時の応援協定を締結している団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し、施工業者を円滑に選定できるように努めるものとする。
- 2 まちづくり局長は、施工業者の選定に際しては、次の事項を勘案するものとする。
- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 川崎市工事請負有資格業者名簿に登録されていること
- (4) 市との間で、災害時の応援協定を締結している団体から推薦を受けていること
- (5) 施工業者の所在地、施工体制及び施工実績

- (6) 早期かつ確実な施工の観点から契約の相手方として最も適していること
- 3 前項各号の規定に関わらず、工事の緊急度や工事の性質上これにより難いときは、 この限りではない。

(緊急工事の決裁)

第5条 まちづくり局長は、前条により施工業者を選定した後、速やかに緊急工事施行 書(第3号様式)を作成し、財政局長に合議の上決裁するものとする。

(緊急工事の発注)

- 第6条 まちづくり局長は、前条により施工業者として決定した者(以下「請負業者」という。)に対し、緊急工事発注書(第4号様式)により、緊急工事の施工を依頼するものとする。
- 2 請負業者は、前項の依頼を受けた後、速やかに緊急工事請書(第5号様式)を作成するとともに、工事着手届及び必要な書類を作成し、まちづくり局長に届け出なければならない。
- 3 まちづくり局長は、前項の規定に基づき、請負業者から緊急工事請書(第5号様式) の提出を受けたときは、財政局長に対し、報告するものとする。

(設計書の作成等)

- 第7条 まちづくり局長は、緊急工事を発注する場合は、被災状況や工事の緊急度を踏まえて工事内容を検討し、発注の前に設計図書その他の作成を要することなく、工事の依頼を行うことができる。
- 2 まちづくり局長は、別に定める積算基準、単価表その他の資料に基づき、速やかに 工事費の積算を行い、財政局長に対し、緊急工事の契約金額の合意に係る手続の実施 について、履行期限の2週間前までに依頼するものとする。

(特に緊急を要する場合)

第8条 この要綱に定める様式について、発災後、特に緊急を要する場合には、書面の 作成を省略し、事後に作成することができる。なお、この場合であっても、速やかに 書面の作成を行うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めのない事項については、川崎市契約規則(昭和39年4月1日 規則第28号)及び関係法令によるほか、まちづくり局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。